

# 平成 26 年度 地方税財政に関する意見書

平成 25 年 11 月 27 日

全 国 市 長 会  
全 国 町 村 会

# 平成 26 年度 地方税財政に関する意見書

## 地方交付税総額の確保

地方交付税については、市町村が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、地域の人口動態や行政区域の拡大、地域住民の生活維持等に伴う市町村の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、歳出特別枠及び別枠加算を堅持したうえで、必要な地方交付税総額を確保すること。

## 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。

とりわけ、償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

## 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている貴重な財源であることから、その見直しに当たっては、財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な代替財源を必ず確保し、その措置が同時に実施されない限りは、現行制度を堅持すること。

また、軽自動車税については、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡等を考慮した税率の見直しを行うこと。

さらに、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

## ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

平成 25 年 11 月 27 日

全国市長会

会長 森 民 夫

全国町村会

会長 藤 原 忠 彦

# 市町村の税財源の堅持（要望）

償却資産に対する固定  
資産税の現行制度の堅持

車体課税の見直しに伴う  
安定的な代替財源の確保

ゴルフ場利用税の  
現行制度の堅持

償却資産課税のうち  
機械及び装置  
**約6,000億円**

自動車取得税  
(県税)  
1,678億円

自動車重量税  
(国税)  
7,551億円

約7割

約4割

自動車取得税交付金  
(市町村分)  
**1,153億円**

自動車重量譲与税  
(市町村分)  
**3,073億円**

ゴルフ場利用税収の  
約7割が市町村へ  
ゴルフ場利用税交付金  
**356億円**

- 市町村の基幹税に手をつけることには、断固反対。
- 償却資産課税の縮減により、市町村は独自の中小企業対策等を実施できなくなる。

- 自動車取得税については、安定的な代替財源を必ず確保し、この措置が実施されない限りは、現行制度を堅持すること。
- 自動車重量税の見直しにより市町村の道路整備等に支障が生じることのないよう、所要の財源を必ず確保すること。

- 所在市町村、特に過疎団体にとっては、極めて重要な財源。
- この税収は、ゴルフ場へのアクセス等周辺道路の整備・維持管理等に使われている。

**市町村財政に甚大な影響 ⇒ 住民サービスの提供に支障を来す！！**

※償却資産課税のうち機械及び装置は、平成23年度課税ベース。

※自動車取得税交付金及び自動車重量譲与税並びにゴルフ場利用税交付金は、平成23年度決算額。

平成25年11月27日

全国市長会  
全国町村会